

船舶インシデント調査報告書

平成25年3月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成23年5月3日 14時10分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港北西方沖 浜田市所在の馬島灯台から真方位289°12.4海里付近 （概位 北緯33°58.3′ 東経131°48.5′）
インシデント調査の経過	平成23年6月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 主機、出力、進水等	油送船 ^{にっこう} 日高丸、1,599トン 133966、片島汽船株式会社 91.99m×13.00m×6.40m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成6年11月10日
乗組員等に関する情報	機関長 男性 59歳 三級海技士（機関） 免許年月日 平成5年5月31日 免状交付年月日 平成19年8月9日 免状有効期間満了日 平成25年5月30日 一等機関士 男性 47歳 三級海技士（機関） 免許年月日 平成21年8月11日 免状交付年月日 平成21年8月11日 免状有効期間満了日 平成26年8月10日
死傷者等	なし
損傷	主機付調速機の駆動軸折損、調速機内の軸焼損
インシデントの経過	本船は、船長及び一等機関士ほか7人が乗り組み、主機を回転数毎分約220～230で運転し、境港に向けて浜田港北西方沖を航行中、平成23年5月3日14時10分ごろ主機が停止した。 一等機関士は、主機を直ちに始動したが、速度制御が困難となり、主機の運転が継続できなくなった。 本船は、引船にえい航されて浜田港に至り、点検の結果、主機付調速機（以下「調速機」という。）の駆動軸が折損していることが判明し、調速機を新替えるなどの修理が行われた。

	<p>修理の際に取り外された調速機内の歯車、軸等の部品は、潤滑油に浸かった状態で作動する構造となっていたが、潤滑油量が著しく減少していた。</p> <p>なお、潤滑油が外部に漏えいした痕跡は認められなかった。</p> <p>調速機は、ケーシングの駆動軸の貫通部に設けられたオイルシールが硬化しており、その周辺部にはスラッジが堆積し、調速機内には焼損している部品があった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船の調速機は、建造以来、一度も開放整備が行われていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜田港北西方沖を航行中、調速機の駆動軸が折損したことから、主機の速度制御が困難となり、主機の運転が継続できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>調速機は、長期間の使用により、駆動軸貫通部のオイルシールが劣化して調速機内の潤滑油が主機内に漏えいし、潤滑油量が減少して調速機内各部の潤滑が阻害され、駆動軸が折損した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、浜田港北西方沖を航行中、調速機の駆動軸が折損したため、主機の速度制御が困難となり、主機の運転が継続できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本インシデントを踏まえ、本船の主機の製造者は、調速機等主機の主要部品の交換及び整備の時期に関する情報を顧客向けに発行した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調速機の潤滑油量を確認し、油面計で規定の油量を下回った場合は補給すること。 ・ドック時などに調速機の開放整備を行うこと。